

農業委員などの募集について

法律の改正により、農業委員の選出方法が選挙による公選制から市長の任命制へと変更されました。

また、農業の担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進などの推進活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されることになりました。

改正後の制度による新たな「農業委員」および新設される「農地利用最適化推進委員」を募集します。

【農業委員会事務局】



◆募集要件

◇農業委員

農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる人。

◇農地利用最適化推進委員

農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人。

※破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人及び禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人は除きます。

◆主な職務内容

◇農業委員

- 農業委員会での農地の権利移動の認可などに関する審議

- 農地などの利用の最適化の推進

◇農地利用最適化推進委員

- 農業委員会での農地の権利移動の認可などに関する審議にあたっての意見具申

- 担当区域における農地などの利用の最適化の推進に関する現場活動

- 地域の農業者などの話し合いの推進

◆任期

◇農業委員

8月1日～平成33年7月31日

◇農地利用最適化推進委員

委嘱をした日から平成33年7月31日

◆募集人数

◇農業委員

11人（市内各地区からの推薦9人、利害関係を有しない人1人、公募1人）

◇農地利用最適化推進委員

14人

◆報酬

◇農業委員

年額289,000円

◇農地利用最適化推進委員

年額200,000円

◆選任方法

◇農業委員

農業委員候補者評価委員会が、書類選考（必要に応じて面接などを行う場合があります）を行い、市議会の同意を得て市長が任命します。

◇農地利用最適化推進委員

農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が、書類選考（必要に応じて面接などを行う場合があります）を行い、農業委員会が決定します。

◆募集期間

3月19日(月)～4月18日(水)

（土・日曜、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

◆推薦または応募方法

農業者や地域団体などから推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法があります。募集要項をご覧ください。申込書および必要書類を直接お持ちいただき提出してください。

※募集要項および申込書は、農業委員会事務局または市ホームページで入手できます。

◆その他

農業委員および農地利用最適化推進委員は公務員となり、その職務には守秘義務が生じます。

◆提出先・問い合わせ

橋本市東家一丁目1番1号

橋本市農業委員会事務局

☎33-1503

棄権せずに投票しましょう！

3月18日(日)は、橋本市長選挙の投票日です。



告示日および投票日時

告示日 3月11日(日)

投票日時 3月18日(日) 午前7時～午後8時

※ただし、杉尾、須河、谷奥深、嵯峨谷・竹尾の各投票所の投票時間は、午前7時～午後7時です。

投票所

橋本市選挙管理委員会から郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。※各投票所の案内図を掲載したチラシを新聞の折り込みにより配布します。新聞を購読していない家庭で、チラシが必要な場合は、橋本市選挙管理委員会へご連絡ください。

投票できる人

平成12年3月19日までに生まれた人で、平成29年12月10日までに本市で住民票が作成され、引き続き3カ月以上、本市の住民基本台帳に登録されている人。

なお、投票日までに他の市町村へ転出された人は、投票できません。

投票所入場券

投票事務がスムーズに進むよう、投票所にお越しの際は「投票所入場券」をご持参ください。

なお、「投票所入場券」が届かなかつた場合や、紛失された場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日受付で申し出てください。

今回の市長選挙から選挙公報を発行します

選挙公報とは、候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した文書で、投票が行われる選挙ごとに選挙管理委員会が発行するものです。

選挙公報は、新聞折り込みにより各家庭に配布します。また、橋本市選挙管理委員会、各地区公民館および市ホームページから入手することもできますので、投票の際にご利用ください。新聞を購読していない家庭で、選挙公報が必要な場合は、橋本市選挙管理委員会へご連絡ください。



期日前投票

仕事や用事のため、投票日に投票所へ行けない人は、事前に期日前投票ができます。

※投票所入場券の裏面の宣誓書にあらかじめ記入していただくと受付がスムーズに済みます。

投票期間 3月12日(月)～17日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 市役所1階 会議室B

不在者投票

①不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や施設に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができますので、早めに施設へ申し出てください。

②選挙期間中、他の市町村に滞在している人は、橋本市選挙管理委員会に投票用紙などの請求を行い、交付を受けたうえで、滞在地の市町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。

③事前に郵便等投票証明書の交付を受け、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人は、その障がいの程度により郵便投票ができます。また、介護保険で「要介護5」に認定されている人も郵便投票ができます。

開票

開票日時 3月18日(日) 午後9時10分～

開票場所 市民会館

問い合わせ

橋本市選挙管理委員会 ☎33-1186